

2015年8月7日

## 川内原発再稼働に反対する声明

原発なくそう！九州川内訴訟原告団

原発なくそう！九州川内訴訟弁護団

九州電力、国は8月上旬にも川内原発1号機の再稼働に踏み切ろうとしている。しかし、私たち「原発なくそう！九州川内訴訟」の原告団・弁護団はかかる暴挙を許すことはできない。

2011年3月以来、ほんの短い期間を除けば原発は一基も稼働していないが、電力が不足するという事はなかった。原発がなくても国民の生活に支障はなく、経済活動もかわりなく行われてきた。

原発に一たび事故が発生したときの被害の深刻さは、福島第一原発事故が余すところなく示したところである。事故の被害は現在も続いており、未だに放射能の発生を止めることすらできない状況にあり、約20万人以上の住民（復興庁発表）は元の住居に帰ることすらできず、住民の健康、生活、文化、経済への影響は計り知れないものがある。

事故発生の原因、メカニズムも充分には解明されていないにもかかわらず、東京電力は避難商工業者の営業損害を2016年度までとし、政府は「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」の避難指示を同年度末までに解除するとし、さらに福島県もこれに同調し2017年3月までに原発自主避難者の住宅無償提供を打ち切る方向で、原発被害を隠蔽し、なし崩し的に原発再稼働を推進しようとしている。

原子力規制委員会により新規規制基準が作成され、川内原発1号機はその基準を満たしたとされる。しかし、田中俊一委員長は「審査に通ったからといって安全を保障するわけではない」との発言をしている。

私たちは、2012年5月に稼働差止めを求める訴訟の第1回目の提訴をし、2014年5月には同旨の仮処分申立も行った。

原告の主張する前提は、原発事故が起こった時の被害は甚大で、広範囲かつ長期間にわたるといふところであり、そのためには事故は二度と絶対に起こってはならないといふところにある。

私たちが訴訟や仮処分でも主張している主要な問題点は、以下の点である。

- ① 原子炉施設の耐震安全性の前提となる基準地震動の問題で、事故は本来万が一にでも起こってはならないのであるから、審査基準策定にあたっては、既往の地震の平均像ではなく、発生が予測される最大の地震動を前提とすべきであるが、原子力規制委員会の基準はそうになっていないこと。
- ② 川内原発において、巨大噴火の予知は現時点では困難であり、巨大噴火が発生した時は九州のみならず、日本全体が壊滅的被害を受けることは明らかで、少なくとも川内原発周辺地域はそもそも原発の立地として適さないこと。
- ③ 万が一の事故に際しての実効性のある避難計画ができていないということ。
- ④ 使用済み核燃料の保管が不十分であり、かつその処分の目途が全くたっていないこと。

どの問題点をとらえても、原発の再稼働という選択はありえない。

しかし、現在、かかる問題をおきざりにし、鹿児島県民のみならず、国民の大多数が再稼働に反対している中で再稼働は強行されようとしている。

7月31日、東京検察審査会は、東電の旧経営者に対し、検察官の役割を果たす弁護士を付けて起訴すべしという議決がなされた。事態は、損害賠償、差し止めだけでなく刑事責任の分野まで司法が発言をしようとするに至った。私たちは断じて川内原発の再稼働は許さない。私たちは原発をなくすための運動に取り組んでいる多数の市民と連携しながら、国民の生命、健康、財産を守るべき最後の砦たる司法の力によって、原発のない世界を実現するため全力を尽くす所存である。